

令和5年度

阿蘇市サテライトオフィスの開設及び運営並びに進出企業誘致業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

阿蘇市役所 経済部 まちづくり課

1. 業務概要

- (1) 目的 デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、令和6年3月までにサテライトオフィスの開設・運営を行う。
- (2) 業務名 阿蘇市サテライトオフィスの開設及び運営並びに進出企業誘致業務
- (3) 業務内容
 - ア 阿蘇市サテライトオフィス等開設支援事業補助金によりサテライトオフィスの開設
 - ①補助率 事業費の3分の2
 - ②補助金上限額 16,720,000円
 - ③詳細は、補助金交付要綱を参照
 - イ サテライトオフィスへの進出企業の誘致（3～5社が見込まれること。）
別途、市からサテライトオフィス進出支援金（1社100万円、5社分）を交付
 - ウ サテライトオフィスの企画運営（家賃・光熱水費等の維持管理費を除く。）
 - ①サテライトオフィスの認知獲得及び活用促進に資するイベントの企画・運営
 - ②阿蘇サステナブルツアー兼サテライトオフィスの説明会開催
 - ③施設のPR動画/ホームページ作成
 - ④施設利用者及び入居希望者へのフォローアップ
 - ⑤実施報告書
- (4) 業務期間 契約締結日～令和6年3月15日(金)

2. 上記1(3)ウの業務に要する費用（予定価格）

4,000,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※サテライトオフィスの開設に係る整備業務は、別途阿蘇市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書を提出し入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加資格審査申請書類を提出し確認を受けたものであること。
- (2) 阿蘇市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。※公募型プロポーザル方式・・・公示日現在から受託候補者特定の日まで
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしてい

- (3) 提出先 阿蘇市役所経済部まちづくり課
MAIL : machizukuri@city.aso.lg.jp FAX : 0967-22-4566
- (4) 回答予定日 令和5年7月19日(水)

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 提案書【様式3】 1部
イ 会社等の概要 1部(任意の様式)
ウ 類似業務実績調書【様式4】

過去10年間に行った類似の業務の実績を記入し、新しい年度の実績から順に抽出した最大5件までについて、その概要を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類を添付すること。

エ 予定技術者調書【様式5】 1部

予定技術者の氏名、経歴、実績について記入すること。

同種または類事業経歴については、最大5件まで記載すること。

※仕様書7.(1)に記載のとおり、サテライトオフィスやコワーキングスペース等の施設に関する企画・運營業務の実績を有していることが分かる資料も同封すること。

オ 企画提案書 原本1部 コピー4部

特に必要がある場合を除いてA4版の用紙を用いること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。

- ・企画提案書記載事項一覧(別紙1)の項目について漏れなく記載すること。
- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書本文は、30ページ以内にすること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

カ 価格提案書 1部(別途内訳書を添付すること。)

貴社任意様式とし、別途積算根拠となる内訳書を添付すること。

- (2) 提出期限 令和5年7月27日(木) 17時まで
- (3) 提出先 阿蘇市役所経済部まちづくり課 ※上記4の(3)と同じ
- (4) 提出方法 直接持参、郵送、その他の配送サービスの利用を可とする。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された類似業務実績調書、予定技術者調書、価格提案書を下記8(1)~(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒ

アリング等による審査をできるものとする。

実施日：令和5年7月31日(月)予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第1次審査の点数に下記8（4）を加算し、最も優れている提案者を特定します。

実施日：令和5年8月3日(水)予定

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨をMAILにて通知します。

②第2次審査

審査結果をMAILにて通知します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

1次審査

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 業務実績 | 10 / 100点 |
| (2) 技術者実績 | 10 / 100点 |
| (3) 参考見積書 | 10 / 100点 |

2次審査

- | | |
|---------------|-----------|
| (4) ヒアリング等の内容 | 70 / 100点 |
|---------------|-----------|

9. 日程

告 示	令和5年6月27日(火)
質問書提出期限	令和5年7月14日(金) 17時まで
質問回答	令和5年7月19日(水)
参加意思表示及び参加資格確認	令和5年7月24日(月)
企画提案書等提出締切	令和5年7月27日(木) 17時まで
第1次審査(書類審査)	令和5年7月31日(月)予定
第1次審査結果通知	令和5年7月31日(月)予定
第2次審査(プレゼンテーション等)	令和5年8月3日(木)予定
第2次審査結果通知	令和5年8月4日(金)予定
契約締結	8月上旬 最優秀提案者と協議のうえ締結する。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコ額が、2. 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点カ60点未満のもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点カ同点の者が2者以上いる場合の順位は、審査委員会が審議して決定します。
- (7) 阿蘇市情報公開条例に基づく開示請求があつた場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情については決定後の開示とします。

13. 担当部署

阿蘇市役所経済部まちづくり課 地域振興係担当

〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504番地1

TEL : 0967-22-3318

MAIL : machizukuri@city.aso.lg.jp